# 第1回施設定期検査(社内)実施方針



東京電力ホールディングス(株) 福島第一廃炉推進カンパニー

## 1. 社内自主検査

## (1) 検査対象範囲

・2020年4月1日時点における供用中の設備・機器を検査対象範囲とする。

## (2)検査判定基準

- ・本年度社内自主検査の判定基準は、実施計画に基づいて作成している。
- ・実施計画に基づく検査(判定基準値)であることを明確にするため、当社が 安全側に設けた管理値(例:許容値)を別に設けている場合がある。

#### (3)運転性能検査

- ・社内自主検査における運転性能検査は全て、立会い(現場確認)にて行う。
- ・社内自主検実施期間中に、当該機器の運転実績が無い場合は、社内自主検査 開始前まで遡り、至近の運転記録による確認とする。



- (4) 社内自主検査終了までの期間に設備不具合が発生した場合
- ・再度検査の要否については、不具合の原因究明により、他系統も含め共通要因 を抽出した場合は再度検査を検討する。
  - なお、再度検査の要否については、不具合の内容により個々に判断する。